

2019年9月

改正消費税の適用に関するお知らせ

平素は当社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

改正消費税法により、2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられます。

これに伴う当社における消費税の適用につきましては、改正消費税法および経過措置に関する法令解釈通達にもとづき、2019年10月1日より原則10%の消費税を適用させていただきます。

また、2019年9月30日までに締結した契約につきましても、施行日（2019年10月1日）以降に係る期間に相当する部分は新消費税率を適用し、経過措置に関する法令解釈通達の対象となる契約を除く取引については、旧消費税率との差額（2%）を請求させていただきます。

なお、個々のお取引内容につきましては、関係部署へお問い合わせ願います。

以上